

## 指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：(株)紫微設計  
業者の住所：京都府京都市上京区西三本木通丸太町上ル真町474-1
- 2 指名除外措置年月日：平成23年 6月15日
- 3 指名除外措置の範囲：北陸農政局が発注する工事等
- 4 事 実 概 要：大阪府警察本部から、(株)紫微設計について、発注工事等からの排除要請の通知があった。
- 5 指名除外措置理由：警察当局が確認した事実が、「北陸農政局契約事務取扱要領第32条の運用について」（平成14年12月13日付け14陸総第462号北陸農政局長通知）の第2項第1号関係の(3)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

### 指名基準の運用基準について

指名基準	運用基準
1 不誠実な行為の有無	以下の基準に該当する場合は指名しないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。